

外航船舶への外貨船用品(燃料)の巡回供給(ミルクラン)の実現 (関税法基本通達等の一部改正について 平成31年3月30日 財関第437号)

特例措置前

- 燃料供給船が燃料を特定の外航船舶(1隻)に対して、同一開港内で、一定期間内(最長1ヶ月)に包括的に積み込むことを認める。
- 積込承認税関と到着地税関が異なる場合、積込終了後、別途陸路で到着地の税関に赴いて積込承認書と納品書等確認書類を提示して到着確認を受ける。

ニーズ

- 複数の開港・船舶に対する巡回供給ができないため燃料の輸送コストが大きくなる。
- 手続きに係るコストや移動の負担が大きい。

特例措置

- 燃料供給船が燃料を特定の複数の外航船舶に対して、複数の開港で、一定期間内(最長6ヶ月)に包括的に積み込むことを認める。
- 到着地税関への書類の提示を省略する。

効果

- 作業の効率化やデリバリーコストの低減などにより国内バンカリング事業が活性化し、国際競争力の強化につながる。
- 手続の簡略化により事業者の負担が軽減し、コスト軽減化や事業活性化につながる。